

社長のための勉強

平成30年6月15日

〒540-0012 大阪市中央区谷町2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

電子申告の義務化が実施

経済社会のICT化を踏まえて、税務手続においてもICTを活用し利便性を高め、より円滑な利用を進めることにより行政手続のコスト削減を図るという観点から電子申告の義務化が実施されます。

まず、2020年4月1日以後に開始する事業年度から大法人のみ電子申告が義務化されます。中小法人については更なる利用率向上に向けた方策が検討されます。2016年度実績で、法人税申告件数のうち電子申告利用率は79.3%ですが、大法人では56.9%に留まっており、大法人ほど電子申告の導入が遅れているようです。大法人では独自の経理・会計システムを構築していたり、紙で決済する文化が根強くあることも電子申告の導入が進まない理由と思われる。

◆電子申告義務化のメリット

- ・ 申告書提出業務の効率化（印刷・押印・郵送など）
- ・ 申告に連動して電子納税も可能（銀行に納付書を持ち込む必要なし）
- ・ 国税当局の申告書保管コストの削減に繋がる

◆電子申告義務化のデメリット

- ・ 社内の承認プロセス等の再構築が必要（決済方法、電子署名など）

電子申告の義務化の実施以降は、電子申告せずに書面により提出した場合には、その申告書は無効なものとなり無申告扱いとなります。

インターネット回線の故障等でたまたま電子申告が出来なかった場合どうなるのでしょうか？例外的に宥恕規程が設けられるといいのですが・・・

郵送ではなくe-mailでの配信を希望される方はご連絡ください